平成２７年（フ）第１４１号
佐賀市神園４丁目５番512号
債務者　松尾　弘子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
熊本市西区上熊本３丁目15番９―504号
債務者　柿本美南子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９４号
広島県福山市川口町３丁目17番３号　サンハイツ川口Ａ203
債務者　日谷　　卓
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２９３号
熊本市中央区新屋敷１丁目14番26号　第３中尾ビル４階
債務者　狭間　里香
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９６号
熊本市東区尾ノ上１丁目14番20―104号　尾ノ上ハイツ
債務者　岩下　真美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５１号
神奈川県厚木市愛甲４丁目21番１号　ハイツ堂山302
債務者　猪俣　直美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２６０号
神奈川県厚木市旭町１丁目23番３号　第一厚英ビル201
債務者　田中　良子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１１５号
青森市浜館４丁目７番地５　グランドパレスＡ―101
債務者　工藤さとみ
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
神奈川県中郡二宮町山西428番地、前住所神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1748番地１　シャルマンヴィラージュＡ202
債務者　佐藤　雄一
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７２３号
愛知県尾張旭市三郷町富丘40番地１　はなぶさハイツＡ―201
債務者　志村　広昭
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８０８号
愛知県北名古屋市六ツ師道毛63番地　コーポ牟都志201号
債務者　山口　克幸
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９０号
島根県安来市飯島町1727番地、前住所大阪市港区港晴３丁目９番12号　ルネッサンス渡辺102号
債務者　古志野　優（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２号
大分県佐伯市新女島6953番地２　松下住宅１号、住民票上の住所大分県佐伯市6953番地２　松下住宅
債務者　鉄山　　高
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第２７７号
熊本市東区長嶺西２丁目11番11―202号　コーポ皆幸Ｂ棟、前住所熊本市南区近見８丁目５番114―502号
債務者　阿部　英文
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７８４号
名古屋市西区中小田井５丁目360番地　アプローズ田中101号
債務者　坂田賢一浪
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８５号
名古屋市西区中小田井５丁目360番地　アプローズ田中101号
債務者　坂田　和美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部